

円卓会議におきまして、生産性の向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げ方針について政労使の合意形成を図り、その合意を踏まえて最低賃金の中長期的な引上げに關して、産業政策と雇用政策の一体的運用を図るといふようにされております。

生産性の向上は、最低賃金の決定に当たつての考慮要素である通常の事業の賃金支払能力の向上でありまして、あるいは労働者の賃金の上昇につながるものであります。中長期的にはこうした取組の成果としての生産性の向上に見合った最低賃金の引上げがなされるものと期待をいたしております。

○石井みどり君 今の成長力底上げ戦略についてのことですが、最低賃金を引き上げるためには、やはり先ほども申し上げた経営環境の整備という観点からも中小企業対策が非常に重要になってくると思ひます。

先般の委員会でも、この中小企業の生産性の向上とともに最低賃金の引上げを図る今御説明があった成長力底上げ戦略についての御議論があつたかというふうな記憶しておりましたが、この中小企業の生産性の向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針というところに関しまして、中央及び地方での成長力戦略にかかわる円卓会議でどのような意見が出たのか、そのことについての御紹介をいただければと思ひます。

○政府参考人（山崎史郎君） お答えいたします。

御指摘の成長力底上げ戦略の円卓会議でございますが、この場では中小企業の生産性向上と最低賃金の引上げもテーマになつてございまして、政労使間で議論が行われている状況でございます。その中には、例えばこれは労働側でございますが、最低賃金に關しましては労働者の生計費に即した水準とすべきではないか、生活保護水準との逆転現象を解消すべきではないかとい

つた意見が出されております一方で、特に経営者サイドの方からは、最低賃金の引上げに当たりましては中小企業の生産性の向上、これを先行又は同時に進めるべきではないかと、こういう意見が出されているところでございます。

また、各都道府県で開催されております地方円卓会議、これはこれまで一回若しくは二回開催されてございますが、そこにおいてもほぼ同様の御意見がございまして、各地域の実情でございますが、それに加えまして、例えば若年者の雇用の促進でありますとか地域における雇用拡大、経済の活性化、こういったものが必要であると、こういう御意見が出されているところでございます。

○石井みどり君 たいま御紹介いただいた意見というのは、それぞれの地域や職場に根差した貴重な御意見であろうかというふうに思ひますが、この御意見を基本方針の取りまとめに適切に反映させるべきだというふうな思ひしておりますが、基本方針への具体的な内容についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人（山崎史郎君） お答えいたします。

御指摘のとおり、今回の円卓会議では中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針を政労使でまとめたいと、こういう合意形成がなされている次第でございます。

具体的内容に關しましては、御指摘のとおり、いろんな様々な地域における意見等も踏まえまして今後更に労使間を始め関係者の間で検討させていただいて、年内を目途に取りまとめたいと思ひます。このように考えている次第でございます。

○石井みどり君 是非実りある合意というのを取りまとめたいとよくお願いをしたいと思ひます。

今お話のするあつた成長力底上げ戦略に掲げられた施策、この実効性について伺いたいと思ひます。

よく言われる縦割行政というのではなく、省庁の枠を超えた政策パッケージを取りまとめたいというのは大変な御苦労があるかと思ひますが、一番問題は、どんなに政策を打ち出しても、政策を作つただけ、やりつ放しということでは実効性というところでは大いに疑問があるかと思ひます。やはりきちんと、どれだけその政策が効果があつたのかという事後の評価ということも行われて、そして効果がなかつたもの、あつたものをきちんと検証して、そして貴重な税金を効果があるところと使つていただきたいというふうに思ひますが、この成長力底上げ戦略においては、やはり中小企業の生産性向上ということが非常に雇用を守る、最低賃金に關しても大変重要なわけでありまして、この成長力底上げ戦略に盛り込まれた各種の中小企業対策の成果あるいは中小企業の生産性向上というものをどのように測定して評価していくかという、どういった手法をお使いにならうかというのをかまはずは伺いたいと思ひます。

そして、これはやはり二月にこの戦略は策定されたというふうな認識しておりますが、中小企業庁の方にお聞きしたいのは、さつき申し上げた、単に戦略を策定してそれで満足して終わりのというのではやはり困る、しっかりと成果を上げていただきたい、やはり地方の中小企業、これ頑張つていただかなきゃいけないためにも、数値目標を掲げて取り組んでいただきたい、その施策を示して、その後やはり達成状況をきちんと評価をしていただきたいというふうな思ひますが、その辺りのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人（山崎史郎君） お答えいたします。

まず御指摘の点でございますが、生産性という面では、最終的には労働生産性というものが一つの指標になるかと考えている次第でございます。具体的には、これは付加価値総額を総労働時間で除したものでございまして、労働者一人当たり一時間当たりの付加価値額の伸び率、これが基本的にはこの生産性を示すものというふうな考えている次第でございます。

ただ、この数値自体は非常にマクロ的な数値でございます。正に御指摘の政策面での評価という点でございます。まさしくこういう生産性を上げていく政策、各政策ごとに当然それぞれの評価が必要となつてまいります。例えば、IT化の推進でありますとか新規事業の創出といった、まさしく付加価値を高め更に省力化を進めていくと、こういう各政策ごとの正に目標を設定し、それを評価していただく形で、私ども内閣府と関係省庁連携しまして、これについて政策的なフォローを行つていくという体制でいる次第でございます。

○政府参考人（長尾尚人君） 経済産業省といましては、本年二月の成長力底上げ戦略を踏まえまして、今年十二月に、中小企業の生産性向上に向けた取組を加速する道筋を示します。中小企業生産性向上プロジェクトを取りまとめまして、公表をいたしたところでございます。委員御指摘のとおり、単に戦略を策定するだけじゃなくしっかりとした成果を上げると、そういったような観点から、本プロジェクトにおきましては、可能な限り数値目標を掲げて取り組むべき施策を示しまして、平成二十一年度までの三年間集中的に施策を講じていくというふうな考えているところでございます。

例えば、平成二十一年度までに小規模企業の約一割に相当いたします三十万社にITを活用した財務会計の普及、整備を図るといったこととか、中小企業地域資源活用プログラムによりまして五年間で千件の新しい事業の創出を図っていく、そういった支援策を実施してまいります。

融、税制等の政策資源を有効活用いたしまして、総合的に施策を実施し、中小企業の約二割に相当します合計八十万社の中小企業において、生産性向上に向けた前向きな取組が創出されることを目指してやっていきたいと思っております。また、事後的にその実施状況に關しますフォローアップもしっかり行ってまいりたいというふうに思っております。

○石井みどり君 今伺ったところ、成長力底上げ戦略というのは、やっぱり非常に、最低賃金の引上げとともに中小企業の生産性向上を同時に進めたいということなので、政策として非常に重要だということに思っておりますが、何事もやはり実行力を伴ってやっていただくということが重要であろうかと思っております。今後とも中小企業対策の推進を切にお願いをしたいと思っております。

それでは、最低賃金に關しまして、改正案におきましては、この法違反に關して労働者からの申告権を保護する規定を新たに設けるということなど、働く人を守るための手当てがなされていくと思っております。

しかし、さきも申し上げたように、政策あるいは法律というものは、せつかく作ってもそのことがやはり生きていなければ何の役にも立たないというふうに思っています。最低賃金を引き上げても、そのことを働く人が、その地域で幾らが最低賃金なのか、今もらっている自分の賃金が違反しているかということも知らなければこの規定を設けても全く意味がないということになります。この最低賃金時給幾らというふうなことを、よく労働基準監督署辺り、あるいはハローワークに行くといろんなリーフレットが並んでいます。そういうところでもきちんとして、何々県では幾らが最低賃金だということも明示してあるようなリーフレットを見掛けますが、ただリーフレットを作っただけだということでは、これはやはりそこに行つた人しか知らないということにならうかと思っております。やはり、このことを働く方々にきちんとしていただく、そのこ

とも大変重要だということに思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金制度は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットでありますので、最低賃金の履行確保が大切であるというふうに思っております。

そういう観点からも、委員御指摘になりましたように、その周知広報というものは大変重要であるというふうに考えております。このため、従来からポスターの掲示のほか、あるいはリーフレットの配布、あるいはホームページの掲載などによりまして、最低賃金額の周知を行ってまいりました。地方公共団体に対する広報誌の掲載依頼なども行っていました。様々な周知広報活動を行ってまいりました。

今後とも、労働者あるいは使用者団体それから民間団体など、広く国民に対しまして、インターネットや広報媒体なども活用しまして、御指摘のとおり、現在適用されている最低賃金額が分かるように周知徹底を図ることについて、広報を実施してまいりたいというふうに思っております。

○石井みどり君 是非、今の時代ですから、様々な媒体を使って周知をしていただければと思います。

さて、最低賃金からする最後の質問をさせていただきますが、今後もやはり、この最低賃金というものはやはり引き上げていって、働く人が本心に元気で働いてくれる、そのことを守つていかななくてはいけないと思っております。この最低賃金引上げに向けた今後の取組とか、そういった厚労省の御見解を伺えればというふうに思っています。

○政府参考人（青木豊君） 今般の改正法案におきましては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するように、地域別最低賃金に關して、その水準に關して生活保護との整合性も考慮して決定するということを明確に

したわけでございます。

具体的な水準については、これは地方最低賃金審議会において審議を経て決定されるというものであります。今回の法案が成立した際には、法改正の趣旨に沿った審議が審議会に於いてなされて、その結果に於いて現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置が講ぜられるというふうなことを思っております。

また、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきまして、中長期的な引上げ方針に關して政策使の合意形成を図りまして、最低賃金の引上げに取組んでまいりたいというふうに思っております。

○島尻安伊子君

さて次に、最低賃金法改正法案に関連してお聞きをしたいと思います。

今年八月十日に取りまとめられました中央最低賃金審議会の答申において、平成十九年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安というところで、沖縄県を含むドラックというものについては、時給六円から七円の引上げが示されました。沖縄県では結果として八円の引上げ、全国加重平均では時給十四円の引上げがなされたところでございます。昨年の最低賃金改定というものを振り返りましたけれども、済みません、地元沖縄というところで申し訳ございませんが、沖縄県は時給二円の引上げだったと、それで全国加重平均は時給五円の引上げというところでございましたので、今年も例年にならずに引上げたのかなということが感じられました。

さて、先日の審議でも、最低賃金の決定をしていくのは地域の審議会であるという議論でございましたが、今年、全国加重平均で十四円の引上げとなった地域別最低賃金の改定について、まず政府の御見解をいただきたいと思っております。

○政府参考人(青木豊君) 今委員が御指摘になりましたように、平成十九年度の地域別最低賃金は加重平均で十四円の引上げというところで中央最低賃金審議会が日安が答申をされました。その後、各地方の最低賃金審議会がこれを参考にしつつ地域の実情を踏まえた審議が行われて具体的な金額というものが決定され、御紹介があったようなおりの結果となっております。

今年の地域別最低賃金額の改定につきましては、中央最低賃金審議会に對しまして、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配慮した調査審議をお願いいたしました。審議会におきましては、従来の考え方の方の単なる延長線上ではない議論が行われまして、賃金改定状況調査結果を重要な参考資料として、地域別最低賃金と実際の賃金

分布との関係にも配慮して、様々な要素を総合的に勘案した結果といたしまして、これまでと比べればかなり大幅な引上げとなる目安を取りまとめられたものと認識しております。

地方の最低賃金審議会におきましても、このように目安を十分に参考として審議が行われたというふうに認識をいたしております。

○島尻安伊子君(二)で、ある有名自動車メーカーの今年の春闘はベースアップが千円というよう報道がありました。ちなみに沖縄県の今年の引上げ額は時給八円というところでございますので、これを単純に月二百時間働くと仮定して計算をいたしますと、ベースアップに相当する個々の企業で労使が話し合って決めるものでありますので単純な比較は適当ではないかと思っております。この計算を見たときに、今年の引上げは沖縄の地方最低賃金審議会が様々な要因を考慮しての決断といたしますか、決定だったんだらうなというふうに思っております。

この点、総合的に見せていただきますと、今後ますます地方の最低賃金審議会の役割が重くなっていくだろうというふうに思われるところでございます。ここで政府が、この地方最低賃金審議会の重要度といたしますか、どれだけ重要に考えているかということをお伺い一度御答弁願いたいと思っております。

○政府参考人(青木豊君) 地方の最低賃金審議会におきましては、中央の最低賃金審議会の目安を参考としながら、その各地域の実情を十分踏まえて、審議を経て具体的な水準の額を決定するということがなされているわけであります。

様々な議論、状況がございます中で、そういった今回の法改正の趣旨にも沿った適切な引上げ等の措置がなされる、そのためには、お触れになりましたような地方最低賃金審議会の役割というのはいよいよ一層重要になってくるというふうに思っております。

○島尻安伊子君 ありがとうございます。

改正法案第九条二項にあります地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金の支払能力を考慮して定めなければならないというふうに規定されております。その地域の事情それから雇用状況を十分に考慮して結論を出していただくというふうに思っています。

沖縄県におきましては依然雇用状況というのが厳しい中にあるものでございますから、どうぞ労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金の支払能力ということをお伺い一度重要な決定事項の一つとされなければいけないんだらうなというふうに思っているところでございます。

地域の雇用情勢というところでちよっと関連してお聞きをしたいと思います。けれども、今年八月に地域雇用開発促進法というの見直されておりますけれども、この進捗状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 前の国会で成立させていただきました地域雇用開発促進法でございますが、八月から施行されております。

各地域で、雇用開発促進地域あるいは自発雇用創出地域というものは、それぞれ各県なりあるいは市町村なりが計画を作りまして、それに基づきまして国の方で同意をすること、こういう仕組みになっておりますが、それぞれ各地域、特に雇用の厳しい地域におきましては既に計画が作られて国の方が同意をして、そのそれぞれの計画に基づきまして様々な支援を実施しているというのが現在の状況でございます。

○島尻安伊子君 先ほども最低賃金のところで触れたドラックといいますが雇用情勢が特に悪い地域というところについては、やはりこの地域雇用開発促進法というのが本場に頼みかなというふうにも思っております。

その中で、ちよっと地元沖縄に限って大変恐縮でございますけれども、この新パッケージ事業というふうに聞いておりますけれども、ちよっとこの具体的な案についての御説明をいただけます

でしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 今御指摘の新パッケージ事業でございますが、自発雇用創出地域という地域を指定いたしますと、そこで市町村とかあるいは地域の経済団体等が共同して事業を行うと、これに国といたしまして事業を委託するという形で地域における自発的な雇用創出を進めていくと、こういう仕組みでございます。

沖縄におきましては、今回の新しい法律に基づくものとそれから従来から似たような事業をやってきた部分の引き継ぎでやっている部分と両方あるわけでございますが、本年度におきましては、八つの地域におきまして具体的にこの事業を進めているという状況でございます。

例えば、那覇市におきましては「那覇から拡がる「新沖縄県産業」雇用拡大事業」というようなことで取り組んでおられますし、例えば名護市の活性化と雇用創出事業」というようなことで、これは昨年度からでございますが、事業に取り組んでいるというふうなことであります。

八つの市あるいは村におきまして、それぞれ地域のいろんな観光資源でありますとか地場産品等を活用しながら雇用の創出に向けた努力をされていると、こういう状況でございます。

○島尻安伊子君 ありがとうございます。

この地域雇用開発促進法でございますけれども、改正後、雇用情勢が特に悪い地域とそれから雇用創出に向けた意欲が高い地域というふうに分けるんですけれども、この二つの、このように分けるのか、その垣根といえますか、どこにあるのか、ちよっと教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 雇用開発促進地域の方は、基本的にその有効求人倍率を見ましてその低い地域を対象にするということにいたしております。支援の中身も、当該地域におきまして新たに事業場を設置あるいは整備をする事業主に対する支援を行うと、こういうことで考えているところでございます。

一方で、自発雇用創造地域の方でございすが、これは個々の事業主ではございせん、地域が協力して自発的に様々な工夫をしていくと、こういうことではございせん、有効求人倍率の基準としましては雇用開発促進事業より少し高めのところまで入れるということにしよう、各地域の自主性がございせん、市町村等が経済団体等と協力してそれぞれの地域のいろいろな地場産品とか観光資源を活用してそういう努力をするという部分を含めまして指定基準にしているというところが違います。したがって、その支援の内容も、その地域の中で何か事業主がやるということではなくて、その市町村とか経済団体が協力しながら雇用創造に向けて行う事業を支援すると、こういう形を取っているというところでございせん。

○島尻安伊子君 ありがとうございます。この中にちよつと資料を見せていただいています、地域雇用創造推進事業の概要というのがあるんですが、その事業内容の中に人材育成メニューというものがございせん。やはりその雇用を考えるとやはりこの人材育成というのは大変に重要なところでございまして、ここに書いてあるこの人材育成メニューというものをもう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 地域で産業が振興されていくというためには、その地域で人が、求職者が多いというだけではなかなかその事業が進んでいかないわけでありまして、それぞれの地方がその地域で必要とされる、その地域で興そうとしている産業に必要とされる人材としてやっていけるようにしていくということがないと、結局地域としての産業は起きていかないと、こういうことではございせん。

したがって、例えば観光産業を興していくといった場合には、例えば地域の観光資源についての例えばガイドができる人材が必要だということであればそういう観光ガイドができる人材を育成していくとか、それぞれ地域地域で必要とする人材は違いますので、全国的なメニュー

での職業能力開発メニューとは少し違いますが、その個々の地域で観光産業なら観光産業、地場産品なら地場産品、それをどうやって生かしていくかということ、それぞれの地域の状況に応じた人材育成が必要だろうと。

したがって、この雇用創造推進事業の中の一つの重要なメニューとしまして、地域地域の必要な人材を育てるいろいろな研修でありますとか講習、あるいは地域内では難しい場合にはほかの地域に派遣してそこでいろいろな知識、技能を学んでいくと、そういったような相当柔軟性を持つていろいろな地域が必要とする人材育成ができるようなメニューにしておりますので、あとは地域のそれぞれの工夫によりましてこういったものを生かして必要とする人材を育成していただければ非常によいのではないかと、こういうふうに考えているというところでございせん。

○島尻安伊子君 何度も触れますが、やっぱり特に沖縄においての人材育成というのが今後その雇用の促進という観点からも大事になっていくというふうに思いますので、まあ重ね重ねでございせんけれども、よろしくお願いしたいというふうに思います。

このようにも、その一方で、ちよつと離れませけれども、例えば地域のその雇用情勢のちよつとグラフを見せていただいたことがあるんですけども、群馬県ですが、横ばいだったのがぐんと上がったグラフを見せていただいたことがございまして、これはなぜなのかと質問したら、大型の電気店が進出してそこで雇用数が増えたという説明を受けたんですけども、もちろん沖縄にもこの大型店は進出しているんですが、内容は、人材があるなしにちよつと離れるんですけれども、地元からの採用が少ないんですね。

このお店に行ってみますと、名札を置いていて沖縄の人というのがすぐに名字で分かるものですが、ばつと名札を見たときに本土から分かりますか、地元採用でないというのが明らかに分かるわけで、その数がとても多いんですね。なので、地元としてもその人材育成というのはこれ

から課題になっていくだろうというふうに思うんですが、一方で、是非その雇用状況を改善するためにこういった大型店進出のときには地元からの採用をお願いしたいということをもた働き掛けをお願いしたいと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 群馬県の例をお挙げになりましたけれども、群馬県の場合、若干特殊要因でございまして、御指摘の全国規模の量販店の本社があるんですが、この会社につきましては、各地域地域のお店の人員を含めて全部本社で一括して求人票を出されているということでありまして、現実には、群馬県内での求人ではないものもいったん群馬県の求人として上がっているがために群馬県の求人数が上がっていると。

しかしながら、御承知のようにハローワークは全国ネットワークでございせんので、求人受付場所でも求人数が上がるのとは別に、各地域地域、当該量販店も別に群馬県内で募集しているわけではない、各店舗店舗で募集されておりますので、これはハローワークの全国機能の中でちよつと各地域に振り分けまして、その地域のハローワークがそのお店が必要とする人材を求職者の中から紹介すると、こういうことにはしております。

しかし、おっしゃるように、沖縄の場合、一つには、地元に着いた方を含めて相当多くの求職者がいる中で、その方々がなかなか沖縄に進出した産業に就職できないという御指摘の問題も一方であるのは事実でございせん。その辺につきましては、やはり能力開発等も進めながら、沖縄県で住んでいる方の就職に結び付くような形、これは、それはそれで努力していきたいと、こういうふうに考えております。

○島尻安伊子君 ありがとうございます。先ほど最低賃金のところで触れたように、やはりDランクに入っている、そういう自治体には是非、先ほどお話ししたような大型店舗が行くときとか、大勢の雇用を必要とする

きには地元からまず雇用していただきたいという要望をここでお話をさせていたただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○津田弥太郎君

そこで、次に最賃法について御質問をさせていただきます。この最低賃金法の改正案が可決、成立した際には、最賃制度が適切に機能する中で、我が国のあらゆる労働者が健康で文化的な最低限の生活が営むことができるよう、これは当然強く求めるものであります。現時点で都道府県別の最低賃金が最も高い東京都七百三十九円、最も低い秋田県六百十八円、これを例に取ってみまして、最低賃金額で働く単身者の一か月の収入と費目ごとの支出を示した生活モデルがあるかどうか、政府委員、お答えください。

○政府参考人(青木豊君) 一か月の生活モデルというお話でございました。今お触れになりましたように、東京都七百三十九円が時間当たりの最賃額であります。これを仮に一日八時間で一か月二十二日働くとして機械的に試算しますと、十三万六千四百円ということになります。秋田県と同様に考えますと、六百十八円時間当たりでありますので、十万八千七百六十八円です。

お尋ねの単身世帯における一つの生活モデルとしましては、各都道府県人事委員会が算出した標準生計費が挙げられると思っておりますが、これによりますと、東京都におきましては、食料費が二万八千四百五十円、住居関係費が二万八千二百五十円、被服・履物費が六千九百九十円、それから保健医療、交通・通信、教育、娯楽関係費などの雑費Iと言われるものが三万五千二百円、それからその他の交際費等の雑費IIと言われるものが一万一千四百十円、合計しますと十万九千五百円でございます。それから、秋田市におきましては、同様に、食料費が二万六千二百六十三円、住居関係費が二万七千二百三十三円、被服・履物費が四千八百六十六円、雑費Iが二万六千四百四十五円、雑費IIが二万一千八百四十四円、合計して十万六千四百一十一円ということになっております。

○津田弥太郎君 大臣、今、青木局長の方から言いました。東京都の食料費二万八千円余、秋田県二万六千円というところは、一日当たり食費は千円切るわけですね、九百幾らですよ。それから、住居関係費というのは、東京が二万八千円で秋田が二万七千円で、千円しか違わないのね。これも常識ではちよと考えられないし、この住居関係費の中にはいわゆる水道光熱費あるいは電話代、これらも入ってくるわけ、まあ皆さん、どう考えても電気料、ガス、水道、電話、これだけで一万円以内に収められるなんということはありません。絶対超えちゃる。とすると、どう考えたって住居費というのは一万五、六千円という話なんです。家賃が、東京で。果たして今、東京都の全不動産屋に当たった場合に家賃一万五千円で貸してくれるところがあるんだ。私は、全部不動産屋当たってないけれども断言できる、一軒もない。これで健康で文化的な最低限度の生活かという話になるわけですよ。

だから、これは大変、やっぱり標準生計費という形で出てきているもの、特に住居費の部分については、これは実態と私は懸け離れていると思えない。大臣が政府委員の答弁を踏まえて可能であるというふうに答えざるを得ないのかもしれないんだけれども、やっぱり人間外添要素としては、これはやっぱりクエスチョンマークが付くよなという話になると思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) これは各地域の最低賃金の審議会が決めて、実は今の秋田県、東京都の標準生計費のモデルも、これは実はその最低賃金の審議会の参考資料として供されたものである。したがって、このまま額面どおりの読み、秋田県が十万六千四百一十一円に対して最賃が十万八千七百六十八円ですから、それを超えているというふうな形になるんだらうと思えます。

ただ、委員が御指摘のような点も踏まえまして、この法案が法律としてきちんと成立した際には最低賃金を引き上げる方向で各地域の審議会にも努力をしていただく。それから、成長力底上げ戦略ということで、産業政策と雇用政策というのをきちんと調和してやろうということをおっしゃるから、この法案を武器にして少しでも短期的そしてかつ中長期的に最低賃金の引上げが実現できるように最大限の努力をしてまいりたいと思えます。

○津田弥太郎君 ちよと大臣、口ごもっている。でも、こういう計算式というのは何らかのそれは根拠があつて出されている数字であるということはお分かりですか。ただ、これどう考えても、東京と秋田とでは最低賃金が百二十一円違うんですよ。東京の標準生計費が十万九千円、秋田の標準生計費が十万六千円、これどう考えてもおかしいですよ。おかしいですよ。東京はもっと高いのは当たり前ですよ。こんな金額で収まるわけがないんです。秋田だって、ちよとちよともじゃなければいけません。私、秋田県の人をたくさん知っていますけれども、こんな金額では現実にはこれはもうあり得ない。

だから、本当に健康で文化的な最低限度の生活を営むに足るということを考えるならば、やはりそもそもこの標準生計費そのものについての算出の在り方、常識が通用した数字が出るように是非検討していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(青木豊君) 先ほどちよと申し上げましたように、標準生計費は、これは各都道府県的人事委員会が算出している数字でございます。これを参考にして、大臣からの御答弁もあつたように、各審議会でご覧を参考にしながら議論をしていただくということでありまして。

今般お願いをしております最低賃金法の改正案におきましては、生活保護との整合性というところで、生活保護との関係を重視して十分議論していただくことにはいたしていただいております。そういう意味では、秋田を始め、

生活保護と逆転しているようなところがございますので、そういうことでありますので、そういうものも数値を参考にしながら底上げの方向で議論をしていただくというふうに思っております。

○津田弥太郎君 秋田県の隣は山形県ですから、岸副大臣、是非、山形県も秋田県の次に最低賃金低いですから、ちゃんと聞いてください。

青木さん、念のために確認したいと思うんですが、先ほどおっしゃった、東京都と秋田県の最低賃金で働く労働者というのを、生活モデルによつて、一か月百七十六時間掛ける秋田県は六百十八円ということ、数字をお示しになりました。これ、そういうことになると、この労働者は一年間で何時間働くんでしょう。

○政府参考人(青木豊君) 一日八時間の十二日稼働ということ、百七十六時間としておりますが、これは一月でありますので十二倍して、年間二千二百七十二時間となります。

○津田弥太郎君 そうですね、これはもう単なる掛け算の話です。つまり、十二倍をすれば二千二百七十二時間になる。一方で、青木労働基準局長の最も重要な担当法律である労働基準法、ここでは一部の特例を除いて週四十時間労働が定められているわけでありまして。上限一杯一年間働いた場合でも、年間の労働時間というのは、週四十時間をベースにして計算をすれば二千八百五十五時間になるわけでありまして。この二千八百五十五時間と先ほどおっしゃった二千二百七十二時間の間には二十七時間の差があるわけでありまして。

したがって、この最低賃金額を支給をされる労働者が、そもそも労働基準法を上回る労働時間を働くことが前提で計算をされるということに私は問題があるのではないかと。二千二百七十二時間じゃなくて二千八百五十五時間で計算すれば、更に一時間当たりの単価は上がってくるわけでありまして。そういう計算をすべきではないかというふうに私は思うんですが、青

木さん、いかがですか。

○政府参考人(青木豊君) 確かに委員御指摘のように、そういう時間で計算をすれば単価は上がって行くという事は当然だと思えます。

私も、地域別の最低賃金額が時間額で定められているという中で、一方で生活保護の基準が月額で定められているという事で、この両者の比較に当たっては最低賃金を月額に換算して比較を行う必要があるという事で、先ほど来議論になっております。やはり方で計算をしておたわけでありませう。

具体的な生活保護との整合性については、委員御指摘のような考え方も含めまして、中央最低賃金審議会、それと地方の最低賃金審議会、十分議論をしていただいで具体的なものを決めていただきたいというふうに思っております。

○津田弥太郎君 私、長野県で最低賃金審議会の委員六年間やってきた人間ですから、あの議論の場を私、直接やっておりますからよく分かっているんです。議論になるんです、この時間の問題が。

これ、それぞれの都道府県の最低賃金審議会でこのことが議論になると、労働局の方から、いや、そうはいつでも中央でこのように定められておきますと、どうも言うんです。そうすると経営者の皆さんが、これにどうして、それ見たことかというふうになつて、週四十時間あるのは今二千八十五時間という数字を使つても、これは決して間違つてはならないわけですよ、間違つてはいないんですよ。

だから、より最低賃金を引き上げるといふ意味では、まずこの時間換算の部分で、これまでのやり方を変えていくということがこの今回の法改正のもっと引き上げなければいけななというふうになつていくわけですから、ある面では一番機械的にやれるところでありまして、今おっしゃったように、中央最低賃金審議会並びにそれぞれの都道府県の審議会では非ともその時間についても労使で話し合えるようにしていただきたいと思つてますが、いかがですか。

○政府参考人(青木豊君) まずは中央最低賃金審議会に御審議をお願いし、具体的に当てはめ等、地方の最低賃金審議会でも十分御議論いただくといいように思つております。

○津田弥太郎君 今日、資料を配付をさせていただいております。これは、金融広報中央委員会が昭和二十八年から調査をしている、世帯ごとの貯蓄の有無についてであります。

この右側の貯蓄ゼロ世帯の推移を見ていただきたいわけですが、平成十三年に貯蓄ゼロ世帯は一六・七%と大幅に上昇し、さらに、平成十五年に二一・八%、急上昇し、高止まりをしているという事であります。もう御案内のように、この平成十三年というのは小泉内閣の発足をした年でありますし、平成十五年というのも小泉総理が自民党の総裁選で再選をされ、内閣改造を行ったところでありませう。この貯蓄ゼロ世帯は当然ながら家計収入の多寡と強い相関関係があり、直近の平成十八年の調査では、年収三百万円未満の世帯では実に三六・七%が貯蓄ゼロになつておるという事でございませう。

私は、社会全体が高福祉化していき、ゼーフティーネットの網目が狭まっていくという状況であるならば、貯蓄ゼロ世帯の深刻さももう少し違ったものになつてくるかもしれないというふうなことを考へるわけですね。しかし、三年前の年金改正、二年前の介護保険法改正、障害者自立支援法の制定、そして昨年の医療法改正、いずれもこれ財政上の観点から負担の引上げがあるいは給付の切捨てという方向での制度改革が行われておるわけでありませう。したがつて、日本人は多少の蓄えがないと不安ではないという事で、貯金は割とする方だったんです。ところが、現実にはこの貯蓄ゼロ世帯がどのように増えてきているという、こういう状況になつておるわけでありませう。

大臣は、この貯蓄ゼロ世帯の増加についてどういふ認識をお持ちかということ、これが第一点それから、貯蓄ゼロ世帯の増加を始めとした格

差の拡大につながるあらゆる指標について注意深くウオッチをしていただいて、個々の制度だけではなくて、雇用あるいは社会福祉の各制度間の連携、さらには税制も含めた有機的な連携によつて対策を行うべきだということに考えませうが、これが二点目、いかがでしょうか。

○国務大臣(舛添要一君) 今委員が御示しいただきましたこの貯蓄ゼロ世帯のパーセンテージ、ここまで大きな数字かというふうな非常に私も深刻に受け止めております。

これが何が原因であるかというのとはものと分析をしないといけないと思つておるけれども、いわゆる格差の問題、これは今の日本が直面している大きな問題であつて、きちんとこれには対応していかなければいけないと思つておる。

それで、最低賃金法もその一つでございませうけれども、やはり社会保障制度全体、これが最後のセーフティーネットとなつて国民の生活を守る。そして、これが正に政府の仕事である。高度経済成長のときには企業がその役割を担つてきた。しかし、企業がもはやいふ理由からそれが担えなくなつた以上は、中央、地方を問わず、政府がきちんとやるべきである。そういう意味で、政府の仕事というのは、単に小さな政府、大きな政府というふうな単純な分け方ではなく、緻密な議論をもつてセーフティーネットの構築に当たりたい、このように思つておる。

○津田弥太郎君 分かりませう。最後の質問に入りたいというふうに思ひませう。成長力底上げ戦略推進円卓会議、先ほどとも与党の方からも御質問がございませう。いわゆる円卓会議の件でございませう。これは本年三月に首相官邸の下に設置をされて、実は私の出身組織のJAMの会長もメンバーになつておるわけにございませうと、やはりよくいふのでございませう、積極的な議論が行われているのだなという事で承知をいたしておる。

ただし、この最低賃金制度については、中央最低賃金審議会における目安審議を経た上で地方最低賃金審議会でも毎年額を改定するという枠組みが

従来から確立をされておる。この本法律案の施行後も引き続きそうした枠組みが堅持をされるという答弁がこれまで委員会でもございませう。私は、こうした最賃決定の枠組みが堅持されることに私は賛成をするものであるわけです。

それで、この円卓会議というのは、この最賃決定の枠組みの外において最低賃金の引上げに極めてプラスになるんだらいいんだけど、大丈夫かな、ちよつとクエスチョンマークがなくもないんです。先ほど私申し上げました、長年の勤の話を、働く人の言いが八割、経営者の言いが二割、そこが大体の落としどころ。一万円の要求をしたときには八千円ぐらいがいいところだよ、これが大体の落としどころなんです。この意味で、この円卓会議が経営者の言いが二割以内で収める、働く者の言いが八割聞いたところの話が出てくるんだったらいいんだけど、五分五分では困るんだ。

その辺について、この円卓会議が最低賃金の大幅な引上げに寄与する議論の場となつていくのかどうか、是非とも大臣の認識をお伺いしたいと思ひませう。

○国務大臣(舛添要一君) これまでの法案審議の過程におきましても、最低賃金の引上げというのが経営者の立場から見ると経営を圧迫するんではないかと、こういう議論が何度かあつたように記憶をしております。

しかし、この円卓会議においては、政府使で最低賃金を引き上げるんだと、そういう合意形成の下に産業政策とこの雇用政策をハーモナイズさせるという事でございませう。その方向で力を合わせたいという事でございませう。委員の御懸念には及ばないというふうに私は申し上げておきたいと思ひませう。

○津田弥太郎君 終わります。